

# ○定年前再任用に関する達

令和 5 年 1 2 月 7 日

海上自衛隊達第 2 8 号

改正 令和 6 年 3 月 21 日 海上自衛隊達第 14 号〔掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部  
の改組等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第 17 条による改正〕

令和 7 年 3 月 24 日 海上自衛隊達第 5 号〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計  
隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 63  
条による改正〕

定年前再任用に関する訓令（令和 5 年防衛省訓令第 3 5 号）第 7 条の規定に基づき、定年前再任用に関する達を次のように定める。

## 定年前再任用に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、定年前再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (2) 定年前再任用候補者 従前の勤務実績に基づく選考により、海上幕僚長、当該地方総監又は地区総監から定年前再任用の候補者の指定を受けた者をいう。
- (3) 当該地方総監等 任命権に関する訓令（昭和 3 6 年防衛庁訓令第 4 号）第 2 条第 1 9 号に規定する地方総監又は地区総監をいう。
- (4) 事務官等 任命権に関する訓令第 2 条第 5 号に規定する事務官、技官及び教官をいう。
- (5) 所属長等 別表左欄の部隊又は機関に勤務する者について審査する右欄に掲げる者をいう。
- (6) 2 級 任命権に関する訓令別表に掲げる行政職俸給表（一）の 2 級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。以下 2 級より上位又は下位の級についても、この例による。
- (7) 東京地区に所在する部隊等 海上幕僚監部、システム通信隊群司令部、東京音楽隊、海上自衛隊中央業務会計隊、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊補給本部、中央システム通信隊及び保全監査隊をいう。

（隊員への周知）

第 3 条 部隊等の長は、当該部隊等に所属する隊員に対し、定年前再任用制度の趣旨、概要及び定年前再任用の手続について周知するものとする。

（情報提供及び意思確認）

第 4 条 部隊等の長は、翌年度中に 6 0 歳（自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）附則第 1 7 項に定める隊員にあっては、6 3 歳。以下この条において同じ。）に達する事務官等に対して、6 0 歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供した上で、翌年度の勤務の意思を意思確認書により確認し、当該意思確認書を海上幕僚長に送付するものとする。

（志願手続）

第5条 定年前再任用を希望する者（以下「志願者」という。）は、定年前再任用志願書（以下「志願書」という。）に必要事項を記入の上、所属長等に提出するものとする。

2 前項の志願書には、海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達（昭和43年海上自衛隊達第30号）別表第2の一般検診に準じた検診の結果を添付するものとする。ただし、心身の故障により休職又は入院中の志願者は、これに代えて、医官又は医師の精密検査による診断書を添付することができる。

（上申要領）

第6条 所属長等は、志願書に必要事項が記入されていることを確認の上、志願者の能力及び経験並びに身体状況を総合的に考慮して上申書を記入し、添付するものとする。

2 東京地区に所在する部隊等の所属長等は海上幕僚長に、その他の所属長等は当該地方総監等に上申書及び志願書を送付するものとする。

第7条 前条第2項の上申書及び志願書の送付を受けた当該地方総監等は、当該上申書及び志願書を海上幕僚長に送付する。

（選考の方針）

第8条 定年前再任用候補者の選考は、志願書、上申書、健康診断等の結果その他適格性を判断するに足りる客観的事実に基づいて行うものとする。

（選考）

第9条 定年前再任用候補者の選考は、海上幕僚長が行うものとする。

（選考委員会の設置）

第10条 海上幕僚長の選考を補佐するため、海上幕僚監部に定年前再任用候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の構成等）

第11条 選考委員会は、委員長、副委員長、委員及び幹事をもって構成する。

2 委員長は、議事を掌理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、議事に参加する。

5 幹事は、委員長を助け、選考委員会の企画に参加し、議事の運営に従事する。

第12条 委員長は、海上幕僚副長をもって充てる。

2 副委員長は、人事教育部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 人事計画課長
- (3) 援護業務課長
- (4) 教育課長
- (5) 防衛課長
- (6) 指揮通信課長
- (7) 情報課長
- (8) 装備需品課長
- (9) 総括副監察官
- (10) 法務室長
- (11) 会計監査室長
- (12) 衛生企画室長
- (13) 職員人事管理室長
- (14) 委員長が指定する海上幕僚監部の課長等

4 幹事は、補任課長をもって充てる。

第13条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 定年前再任用候補者の選考
- (2) その他海上幕僚長が指示する事項

第14条 委員長は、議事を行うに当たり、審議上必要と認めたときは、第11条第1項に規定する構成員以外の者の意見を徴することができる。

第15条 委員長は、選考委員会において審議した結果を取りまとめ、海上幕僚長に報告する。

(通知)

第16条 海上幕僚長は、2級以下の事務官等の定年前再任用候補者の選考を行った場合は、関係する当該地方総監等に対して、当該選考の結果を通知するものとする。

第17条 3級以下の事務官等の定年前再任用候補者に指定された者に対しては、当該者の任命権者が、定年前再任用内定通知書により、内定の通知を行うものとする。

2 海上幕僚長は、4級以上の事務官等の定年前再任用候補者を選考した場合は、速やかに防衛大臣に上申するとともに、当該上申の結果、定年前再任用候補者に指定された者に対して、当該指定がなされた旨を通知するものとする。

3 前2項の場合において、定年前再任用候補者に指定されなかった者に対しては、当該指定がなされなかった旨を通知するものとする。

第18条 任命権者は、定年前再任用の内定の通知を行った者に対して、その結果を取り消すこととなった場合は、定年前再任用内定取消通知書により通知するものとする。

第19条 任命権者は、定年前再任用の内定を行った者に対して定年前再任用を決定し、定年前再任用通知書により通知するものとする。

(承諾書)

第20条 任命権者から定年前再任用の内定の通知を受けた隊員は、速やかに承諾書を任命権者に送付するものとする。

(辞退届)

第21条 任命権者から定年前再任用の内定の通知を受けた隊員のうち、定年前再任用を辞退する者は、速やかに辞退届を任命権者に送付しなければならない。

(委任規定)

第22条 この達の実施に関し必要な細部事項は、海上幕僚監部人事教育部長が定める。

附 則

この達は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

〔掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕  
この達は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第2条関係）

| 部隊又は機関             |              |              | 所属長等       |                 |
|--------------------|--------------|--------------|------------|-----------------|
| 部隊又は機関             |              | 被上申者         |            |                 |
| 海上幕僚監部             | 各部           | 班長、室長及び分析企画官 | 部長         |                 |
|                    |              | 上記以外の全級の事務官等 | 課長         |                 |
|                    | 監察官          | 副監察官及び監察官付   | 監察官        |                 |
|                    | 首席法務官        | 法務官          | 首席法務官      |                 |
|                    |              | 法務室          |            | 全級の事務官等         |
|                    | 会計監査室        | 全級の事務官等      | 首席会計監査官    |                 |
|                    | 衛生企画室        | 全級の事務官等      | 首席衛生官      |                 |
| 自衛艦隊司令部            | 司令部          | 全級の事務官等      | 幕僚長        |                 |
| 直轄航空隊、航空修理隊及び航空管制隊 | 直轄航空隊及び航空管制隊 | 本部           | 2 級以上の事務官等 | 隊司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 副長（副長不在の部隊は隊司令） |
|                    |              | 各隊           | 2 級以上の事務官等 | 隊司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 隊長              |
|                    | 航空修理隊        | 室及び部に属さない科   | 全級の事務官等    | 隊司令             |
|                    |              | 部            | 2 級以上の事務官等 |                 |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 部長              |
| 航空群                | 司令部          |              | 2 級以上の事務官等 | 群司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 首席幕僚            |
|                    | 各隊           | 本部           | 2 級以上の事務官等 | 隊司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 副長              |
|                    |              | 各隊           | 2 級以上の事務官等 | 隊司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 隊長              |
|                    |              |              | 潜水艦教育訓練隊   | 本部              |
| 1 級の事務官等           | 副長           |              |            |                 |
| 潜水隊群               | 潜水艦基地隊       |              | 2 級以上の事務官等 | 隊司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 副長              |
| 艦隊情報群              | 司令部          |              | 2 級以上の事務官等 | 群司令             |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 首席幕僚            |
|                    | 各隊           | 2 級以上の事務官等   | 隊司令        |                 |
|                    |              | 1 級の事務官等     | 副長         |                 |
| 海洋業務・対潜支援群         | 対潜資料隊及び海洋観測所 |              | 2 級以上の事務官等 | 隊司令又は所長         |
|                    |              |              | 1 級の事務官等   | 副長又は副所長         |
|                    | 司令部          |              | 2 級以上の事務官等 | 群司令             |

|          |              |                 |                   |            |                      |
|----------|--------------|-----------------|-------------------|------------|----------------------|
| 開発隊群     |              |                 | 1 級の事務官等          | 首席幕僚       |                      |
|          | 各隊           |                 | 2 級以上の事務官等        | 隊司令        |                      |
|          |              |                 | 1 級の事務官等          | 副長         |                      |
| 地方隊又は地区隊 | 地方総監部又は地区総監部 |                 | 課（室）長             | 幕僚長        |                      |
|          |              |                 | 副官付               |            |                      |
|          |              |                 |                   |            | 上記以外の全級の事務官等         |
|          | 基地隊          |                 | 全級の事務官等           | 隊司令        |                      |
|          | 教育隊          |                 | 2 級以上の事務官等        | 隊司令        |                      |
|          |              |                 | 1 級の事務官等          | 副長         |                      |
|          |              |                 | 教育部               |            | 2 級以上の事務官等           |
|          | 1 級の事務官等     | 部長              |                   |            |                      |
|          | 警備隊          |                 | 全級の事務官等           | 隊司令        |                      |
|          | 弾薬整備補給所      | 企画調整室及び部に属さない各科 | 全級の事務官等           | 所長         |                      |
|          |              |                 | 2 級以上の事務官等        |            |                      |
|          |              | 各部              | 1 級の事務官等          | 部長         |                      |
|          | 造修補給所        |                 | 検査官及びドック長         |            | 所長                   |
|          |              |                 | 部及び所に属さない各科       | 全級の事務官等    |                      |
|          |              |                 |                   | 2 級以上の事務官等 |                      |
|          |              |                 | 各部、貯油所、消磁所及び磁気測定所 | 1 級の事務官等   | 部長、貯油所長、消磁所長又は磁気測定所長 |
|          |              |                 |                   | 基地業務隊      |                      |
|          | 基地業務分遣隊      | 2 級以上の事務官等      |                   |            |                      |
|          |              | 1 級の事務官等        | 隊長                |            |                      |
|          | 衛生隊          |                 | 全級の事務官等           | 隊司令        |                      |
| 教育航空群    | 司令部          |                 | 2 級以上の事務官等        | 群司令        |                      |
|          |              |                 | 1 級の事務官等          | 首席幕僚       |                      |
|          | 各隊           | 本部              | 2 級以上の事務官等        | 隊司令        |                      |
|          |              |                 | 1 級の事務官等          | 副長         |                      |
|          |              | 各隊              | 2 級以上の事務官等        | 隊司令        |                      |
|          |              |                 | 1 級の事務官等          | 隊長         |                      |
| 司令部      |              | 2 級以上の事務官等      | 群司令               |            |                      |

|                             |           |     |                                                |         |
|-----------------------------|-----------|-----|------------------------------------------------|---------|
| システム通信隊群                    |           |     | 1 級の事務官等                                       | 首席幕僚    |
|                             | 中央システム通信隊 |     | 全級の事務官等                                        | 隊司令     |
|                             | 各隊        | 本部  | 全級の事務官等                                        |         |
|                             |           | 分遣隊 | 2 級以上の事務官等                                     |         |
|                             |           |     | 1 級の事務官等                                       | 隊長      |
| 潜水医学実験隊                     | 企画室       |     | 全級の事務官等                                        | 室長      |
|                             | 各部        |     | 部長                                             | 隊司令     |
|                             |           |     | 上記以外の全級の事務官等                                   | 部長      |
| 東京音楽隊                       |           |     | 2 級以上の事務官等                                     | 隊長      |
|                             |           |     | 1 級の事務官等                                       | 副長      |
| 海上自衛隊中央業務会計隊                |           |     | 全級の事務官等                                        | 隊司令     |
| 海上自衛隊幹部学校                   |           |     | 資料課長及び研究部員                                     | 副校長     |
|                             |           |     | 総務課、企画課及び資料課の 2 級以上の事務官等                       |         |
|                             |           |     | 教務課及び図演装置運用課の全級の事務官等                           | 部長      |
|                             |           |     | 総務課、企画課及び資料課の 1 級の事務官等                         | 課長      |
| 海上自衛隊幹部候補生学校                | 総務課及び学生隊  |     | 全級の事務官等                                        | 副校長     |
|                             | 教育部       |     |                                                | 部長      |
| 海上自衛隊第 1、第 2、第 3 及び第 4 術科学校 |           |     | 部に属する課の長及び教育部の全級の事務官等（主任教官及び学校教官を除く。）          | 副校長     |
|                             |           |     | 学校教官                                           | 副校長又は部長 |
|                             |           |     | 部に属する課の全級の事務官等（課の長、教育部の全級の事務官等、主任教官及び学校教官を除く。） | 部長      |
|                             |           |     | 学生隊の全級の事務官等                                    | 副校長     |

|                  |                  |              |        |
|------------------|------------------|--------------|--------|
| 海上自衛隊<br>補給本部    | 各部               | 部長           | 補給本部長  |
|                  |                  | 課長及び検査官      | 副本部長   |
|                  |                  | 上記以外の全級の事務官等 | 部長     |
|                  | 艦船補給処<br>及び航空補給処 | 2 級以上の事務官等   | 処長     |
|                  |                  | 1 級の事務官等     | 部長     |
|                  | 航空補給処<br>下総支処    | 2 級以上の事務官等   | 航空補給処長 |
|                  |                  | 1 級の事務官等     | 支処長    |
| 海上幕僚長の監督を受ける地区病院 | 課長               | 病院長          |        |
|                  | 課の事務官等           | 病院長又は部長      |        |
|                  | 教育部教官            | 病院長          |        |

注：この表中「全級」とあるのは、任命権に関する訓令別表に掲げる俸給表の各級の総称をいう。